

●香川県告示第486号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成22年12月3日から同月24日まで一般の縦覧に供する。

平成22年12月3日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 国道（一般）
- 2 路線名 377号
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市多和字力石上38番地 先から さぬき市多和字中山上93番13 地先まで	9.0~21.5	222	平成18年香川県告示第416号 で変更した区域

- 4 供用開始の期日 平成22年12月3日